

【平成23年度からの市営保育所における職員配置の見直し等について】

○ 保育所作業員の配置の廃止について

これまで、市営保育所において配置してきた作業員について、以下の理由により、平成23年度当初から旧京北町域に所在する保育所を除くすべての保育所において作業員の配置を見直すことといたしました。

理由1 業務量の大幅な減少

これまで市営保育所において負担してきた布おむつの提供を平成22年度末をもって廃止したことに伴い、平成23年度から、布おむつの消毒、洗濯及びこれに付随する業務がなくなる。

理由2 保育所職員配置に係る国基準等との格差

国基準及び本市の民間保育園に適用しているプール制のいずれにおいても環境衛生業務（清掃、洗濯及び消毒等）を専任で行う職種の配置は規定されておらず、また、他都市においても専任の職員を配置しているところはほとんど見られない状況にある。

※ 平成22年度末時点の保育所作業員の体制（旧京北町域に所在する保育所を除く）

実人員：42名

○ 保育士の福祉事務所への配置（職域拡大）について

平成23年度から、「児童福祉法」及び「母子及び寡婦福祉法」に定める援護、育成又は更生の措置等に関することを所管する福祉事務所（支援課・支援保護課）支援第一係長に、市営保育所の保育士（副所長経験者）を初めて配置しました。

これは、市営保育所の保育士が日々の保育や保護者支援、地域子育て支援を通じて得た知識・経験を、福祉事務所における「被虐待児をはじめとする要保護児童への個別対応」と、区域内の関係機関のネットワーク機能や児童相談所・保健センター等関係機関との連携協働機能を含めた「全ての子どもと子育て家庭を対象とした健全育成対応」の取組に活かし、行政サービスの更なる充実を図るものです。

また、今後、福祉事務所での実務を通じて得る知識・経験が市営保育所の運営・活動にフィードバックされることにより、本市における地域全体の子育て支援のネットワークの充実や、市営保育所と行政機関等との連携協働、専門性を持った保育士の人材育成が更に図られることにつながると考えております。

※ 平成23年度配置先

北福祉事務所及び洛西福祉事務所に各1名（係長級）